

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名             |
|-------|------------------|
| 13    | 介護保険関係事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長井市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

介護保険関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取り扱いに関する契約を締結している。

## 評価実施機関名

山形県長井市長

## 公表日

令和7年10月1日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

|          |   |
|----------|---|
| ①事務の名称   | 介護保険関係事務  |
| ②事務の概要   | 介護保険法等の規定に基づき、介護保険の被保険者資格、受給者台帳、給付実績の管理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。<br>①申請書や届出書に関する確認<br>②要介護(要支援)認定、総合事業対象者及び保険給付等に関する事務<br>③各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会<br>④被保険者の資格記録の管理<br>⑤被保険者の受験者及び給付実績の管理<br>⑥保険料の徴収、及びそれに伴う給付制限<br>※当市では、国民健康保険団体連合会に委託をして事務を実施しており、同連合会が事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。 |
| ③システムの名称 | ・介護保険システム<br>・要介護認定支援システム<br>・団体内統合宛名システム<br>・EUCシステム<br>・統合収納管理システム<br>・統合滞納管理システム<br>・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム<br>・伝送通信ソフト(※)<br>・統合宛名管理システム<br>※) 伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。  |

## 2. 特定個人情報ファイル名

介護受給者台帳情報ファイル、介護資格情報ファイル、介護給付情報ファイル、宛名情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

|        |  |
|--------|--|
| 法令上の根拠 | 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表<br>2 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 |
|--------|--|

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

|         |   |
|---------|---|
| ①実施の有無  | <p>〔 実施する 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</p>   |
| ②法令上の根拠 | <p>【情報提供】<br/>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表<br/>2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項<br/>【情報照会】<br/>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第131の項、第132の項<br/>【国保連合会が実施する保険者事務共同処理業務】<br/>介護保険法第41条第10項及び第176条第1項第1号</p> |

## 5. 評価実施機関における担当部署

|          |          |
|----------|----------|
| ①部署      | 福祉あんしん課  |
| ②所属長の役職名 | 福祉あんしん課長 |

## 6. 他の評価実施機関

|  |
|--|
|  |
|--|

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市総務課 TEL:0238-84-2111

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市福祉あんしん課 TEL:0238-82-8011

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |   |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | <p>〔 1,000人以上1万人未満 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施)<br/>2) 1,000人以上1万人未満<br/>3) 1万人以上10万人未満<br/>4) 10万人以上30万人未満<br/>5) 30万人以上</p> |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年6月1日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |   |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | <p>〔 500人未満 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上<br/>2) 500人未満</p>  |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年6月1日 時点   |
| 3. 重大事故                                |   |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <p>〔 発生なし 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり<br/>2) 発生なし</p>  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類   |           |  |
|---|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]   |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |           |  |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                            |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 3. 特定個人情報の使用  |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                           | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託  |           | [ 委託しない ]  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)                      |           | [ 提供・移転しない ]   |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続   |           | [ 接続しない(入手) ] [ 接続しない(提供) ]                                      |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |

## 7. 特定個人情報の保管・消去

|                             |                     |   |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [      十分である      ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------|---|

## 8. 人手を介在させる作業

[      ] 人手を介在させる作業はない

|                       |                     |  |
|-----------------------|---------------------|--|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [      十分である      ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                              |
| 判断の根拠                 |                     | 申請者から情報提供を受けたうえで、記載されたマイナンバーの確認を行っているほか、複数人で確認を行う体制を設けており、リスクへの対策は充分であると考えられる。 |

## 9. 監査

実施の有無 [  ] 自己点検 [      ] 内部監査 [      ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

|              |                        |  |
|--------------|------------------------|--|
| 従業者に対する教育・啓発 | [      十分に行っている      ] | <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている<br/>2) 十分に行っている<br/>3) 十分に行っていない</p> |
|--------------|------------------------|--|

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [      ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

|                  |   |
|------------------|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [      3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策      ]<br><p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br/>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br/>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br/>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br/>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br/>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br/>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br/>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br/>9) 従業者に対する教育・啓発</p> |
| 当該対策は十分か【再掲】     | [      十分である      ]<br><p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p> <p>判断の根拠<br/>指紋認証とパスワードによる認証を行っているほか、利用可能な機能の制限を行っている。また、不正な端末から利用できないよう制御されており、業務に不必要的情報にはアクセスできないため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「充分である」と考えられる。</p>  |

## 変更箇所

| 変更日       | 項目                           | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|------------------------------|--|--|------|-----------|
| 平成31年4月1日 | I .5.②所属長                    | 福祉あんしん課長 高橋正典  | 福祉あんしん課長   | 事後   |           |
| 平成31年4月1日 | IVリスク対策                      | 無  | 項目の追加  | 事後   |           |
| 令和3年5月1日  | I .7請求先                      | 山形県長井市ままの上5番1号 0238-84-2111                                    | 山形県長井市栄町1番1号 0238-82-8002  | 事後   |           |
| 令和3年5月1日  | I .8連絡先                      | 山形県長井市ままの上5番1号 0238-87-0686                                    | 山形県長井市栄町1番1号 0238-82-8011  | 事後   |           |
| 令和3年5月1日  | II.1対象人数                     | 令和1年6月1日時点   | 令和2年6月1日時点   | 事後   |           |
| 令和3年5月1日  | II.2取扱者数                     | 令和1年6月1日時点   | 令和2年6月1日時点   | 事後   |           |
| 令和3年9月1日  | I . 4. ②法令上の根拠               | 番号法第19条第7号   | 番号法第19条第8号   | 事後   |           |
| 令和4年6月1日  | II.1対象人数                     | 令和2年6月1日時点   | 令和4年6月1日時点   | 事後   |           |
| 令和4年6月1日  | II.2取扱者数                     | 令和2年6月1日時点   | 令和4年6月1日時点   | 事後   |           |
| 令和5年3月1日  | I , 1. ③システムの名称              | 1 介護保険システム<br>2 団体内統合宛名システム(中間サーバコネ                            | 1 介護保険システム<br>2 団体内統合宛名システム(中間サーバコネ                              | 事後   |           |
| 令和5年6月1日  | II.1対象人数                     | 令和4年6月1日時点   | 令和5年6月1日時点   | 事後   |           |
| 令和5年6月1日  | II.2取扱者数                     | 令和4年6月1日時点   | 令和5年6月1日時点   | 事後   |           |
| 令和6年6月1日  | I 3 法令上の根拠                   | 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年6月1日施行)          | 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年6月1日施行)            | 事後   |           |
| 令和7年6月1日  | I 1 ② 事務の概要                  | 介護保険法等の規定に基づき、介護保険の被保険者資格、受給者台帳、給付実績の管理を                       | 介護保険法等の規定に基づき、介護保険の被保険者資格、受給者台帳、給付実績の管理を                         | 事後   |           |
| 令和7年6月1日  | I 1 ③ システムの名称                | 1 介護保険システム<br>2 団体内統合宛名システム(中間サーバコネ                            | 1 介護保険システム<br>2 団体内統合宛名システム(中間サーバコネ<br>・介護保険システム<br>・要介護認定支援システム | 事後   |           |
| 令和7年6月1日  | I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法 | 1 番号法第19条第8号、別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, | 【情報提供】<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の                                 | 事後   |           |
| 令和7年6月1日  | IVリスク対策 8.人手を介入させる作業         | なし   | 申請者から情報提供を受けたうえで、記載されたマイナンバーの確認を行っているほか、複数                       | 事後   |           |
| 令和7年6月1日  | IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策  | なし   | 指紋認証とパスワードによる認証を行っているほか、利用可能な機能の制限を行っている。ま                       | 事後   |           |
| 令和7年6月1日  | I.3個人番号の利用                   | 別表100の項  | 別表   | 事後   |           |
|           |                              |  |  |      |           |